## Iancu v. Brunetti 事件:ランハム法に基づく「不道徳的または中傷的」商標の登録禁止は 憲法修正第1条に違反すると最高裁が判示

最高裁判所は Iancu v. Brunetti 事件、588 U.S. \_\_ (2019) において、ランハム法に基づく「不道徳的または中傷的」とみなされる商標の登録阻却事由を無効とする連邦巡回控訴裁判所の判断を支持した。最高裁の判決理由は、ランハム法に基づくあらゆる「生存している人または故人」の「名誉を傷つける」商標の登録禁止を違憲と宣告した Matal v. Tam事件、582 U.S. \_\_ (2017) における最高裁の分析と似通っていた。

Brunetti 判決の事実に目を向けると、エリック・ブルネッティは商標 FUCT を使用する衣料ブランドを立ち上げた。ブルネッティによれば、FUCT は 4 つの文字、即ち F-U-C-T と発音する。米国特許商標庁は、このブランド名が「周知の冒涜的言葉の過去分詞形に相当する」とも考えられると指摘して、「不道徳的または中傷的」であることを理由に、ランハム法(米国商標法)の 15 U.S.C.  $\S 1052(a)$ に基づき FUCT の登録を認めず拒絶した。ブルネッティは商標審判部(TTAB)に審判を請求したが、TTAB は審査官の登録拒絶を支持した。

その後、ブルネッティは連邦巡回控訴裁判所に控訴し、憲法修正第1条に基づく言論の自由の権利を侵害しているとして、ランハム法の合憲性に異議を唱えた。連邦巡回控訴裁はブルネッティの申立を認め、憲法違反を理由に同法を無効とした。下級裁判所が制定法を違憲と宣告した場合の慣例として、最高裁は連邦巡回控訴裁の決定を審理するための裁量上訴を認めた。

Tam 判決の場合と同様、最高裁はこの商標登録阻却事由の合憲性を判断するため、ランハム法のこの部分が観点に基づく差別をしているかどうかに再び焦点を絞った。最高裁はランハム法それ自体が差別的と認定し、次のように述べている。

この制定法は表面上、2つの対立する概念を区別している。即ち、従来の道徳的基準に沿った概念とこれに対立する概念であり、社会的承認を促す概念と違反や非難を引き起こす概念である。この法律における表面上の偏った観点が、観点に基づく差別的適用(viewpoint-discriminatory application)を生み出している。法廷意見6頁。

制定法による観点に基づく差別は憲法に違反するため、ランハム法に基づく「不道徳的または中傷的」な商標の登録禁止も違憲であると、最高裁は判示した。

政府はランハム法を擁護する試みの中で、同法は偏った観点を排除する限定的解釈を受け入れる余地があると主張した。要するに政府は、「商標が表現する概念とは無関係に、その表現方法ゆえに公衆の相当部分にとって侮辱的または衝撃的な商標」だけに、商標登録阻却事由を制限できると論じた。法廷意見8頁。さらに政府は、再解釈によりUSPTOにおいて「悪趣味な」、即ち「猥褻な」、「性的にあからさまな」または「冒涜的な」商標のみが拒絶されるようになると説明した。法廷意見9頁。しかし、最高裁は納得しなかった。最高裁によれば、政府の解釈はランハム法の平易な言葉を無視したものであり、最高裁は「憲法上の要件に適合するように法律を書き直すことはしない」。United States v. Stevens 事件、559 U.S. 460, 481 (2010)を引用する法廷意見9頁。

全ての裁判官は少なくとも部分的にこの法廷意見に同意したものの、一部の裁判官は極めて悪趣味な用語の連邦商標登録を可能にするという考えに不快感を表明すると共に、ランハム法をより狭義に解釈できること、または概念の表現において実質的な役割を果たさない悪趣味な用語を含む商標の登録を阻止できるように、議会がもっと慎重に焦点を絞った制定法を採用することを示唆した。

## 実務上の関連問題:

この判決は商標所有者にとって何を意味するのか? 少なくとも今のところ、「不道徳的または中傷的」阻却事由による登録拒絶を恐れていた商標所有者は、当面は連邦登録を取得できるかもしれない。しかし、より厳密に調整され、憲法上の要件に適合する商標登録阻却事由の改訂版を議会が承認すれば、事態が再び一変する可能性がある。

ご自身の商標ポートフォリオの目的にこの判決がどのような影響を及ぼすかについてご 質問があれば、オーシャ・リャン法律事務所、商標グループのタミー・ダン (dunn@oshaliang.com) およびキーリン・ハーガドン (hargadon@oshaliang.com) まで お気軽にご連絡いただきたい。